

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

公告

- 建築基準法による意見の聴取……………
…(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
…(産業労働局商工部地域産業振興課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(同)…

告示

●東京都告示第九十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条第一項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和二年八月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

一 公聴会を行う日時 令和二年九月一日(火曜日)
午後二時三十分から

二 公聴会を行う場所 五日市ファインプラザ二階第一研修室・第二研修室
あきる野市伊奈八百五十九番地三

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課指導第二担当(東京都青梅合同庁舎三階)
青梅市河辺町六丁目四番地の一
電話〇四二八(二三)三七三五

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 あきる野市二宮三百五十番地
所氏名 あきる野市

建築敷地 あきる野市伊奈六百五十二番三の一部
地域地区 第一種低層住居専用地域及び第一種高度地区

申請の概要

工事種別 新築
及び用途 事務所

敷地面積 約四百三十五平方メートル

建築面積 約八十六平方メートル

延べ面積 約八十六平方メートル

構造及び
階数 鉄骨造
地上一階

高さ 二・八二五メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

公告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和二年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 都立第一別館

二 店舗所在地 目黒区中根一丁目四番三号

三 設置者名 東急株式会社

四 意見

ア 聴取者 目黒区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和二年七月二十九日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和二年八月二十四日から同年九月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 アトレ大森

二 店舗所在地 大田区大森北一丁目六番十六号

三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名

四 意見

ア 聴取者 大田区長

イ 概要
意見なし

ウ 収受日
令和二年七月三十日

五 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間
令和二年八月二十四日から同年九月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名
日本橋高島屋S.C. (本館・新館・東館)

二 店舗所在地
中央区日本橋二丁目四番一号ほか

三 設置者名
株式会社高島屋ほか三名

四 意見
中央区長
意見なし

イ 概要
意見なし

ウ 収受日
令和二年八月五日

五 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間
令和二年八月二十四日から同年九月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八の概要について

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八

条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
令和二年八月二十四日
東京都知事 小池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名
(仮称)ホームセンターコーナン西
東京田無店

イ 店舗所在地
西東京市西原町四丁目二千三百三十九番一ほか

ウ 設置者名
コーナン商事株式会社

(二)ア 店舗名
島忠ホームズ東村山店

イ 店舗所在地
東村山市久米川町一丁目三十六番地

ウ 設置者名
株式会社島忠

(三)ア 店舗名
COREDO日本橋

イ 店舗所在地
中央区日本橋一丁目四番一号ほか

ウ 設置者名
三井不動産株式会社ほか一名

(四)ア 店舗名
虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開
発事業施設建築物(高層棟)

イ 店舗所在地
港区虎ノ門一丁目二百番一

ウ 設置者名
森ビル株式会社ほか一名

(五)ア 店舗名
四谷駅前地区第一種市街地再開
発事業

イ 店舗所在地
新宿区四谷一丁目五十番地

ウ 設置者名
独立行政法人都市再生機構 東日本
都市再生本部

(六)ア 店舗名
光が丘IMA

イ 店舗所在地
練馬区光が丘五丁目一番一号

ウ 設置者名
株式会社新都市ライフホールデイン

(七)ア 店舗名
グス
ビックカメラ池袋東口総合館

イ 店舗所在地
豊島区東池袋一丁目十一番七号

ウ 設置者名
株式会社ビックカメラ

二 東京都の意見の概要

ア 概要
一(一)から(七)までの店舗に係る届出については、区市等の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

イ 意見の通知日
令和二年八月三日

三 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間
令和二年八月二十四日から同年九月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
郵便番号 163-8001
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
定価 一筒月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

